

○御前崎市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成21年1月15日告示第1号

改正

令和元年6月28日告示第89号

御前崎市消防団協力事業所表示制度実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、御前崎市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- （2）消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認定した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- （3）消防団協力事業所表示証 認定事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付する表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- （4）消防団長等 消防団長及び町内会長をいう。

（表示証の交付申請及び推薦）

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長に御前崎市消防団事業所表示申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について御前崎市消防団事業所表示推薦調書（様式第2号）により、市長に推薦することができる。ただし、事前に当該事業所等の意思を確認するものとする。

（認定基準）

第4条 市長は、前条に規定する申請又は推薦について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- （1）従業員が消防団員として、事業所規模の割合に示す団員数を雇用している事業所等

【事業所規模の割合】

事業所規模	団員数
従業員 50人未満	2人以上
従業員 50人～100人未満	2人～3人以上
従業員 100人以上	4人以上

- （2）従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等

- ア 勤務時間中の出勤、訓練等に関する配慮をしている。
- イ 消防団活動を行うことに対して、昇進や昇給等で不利に扱わないように配慮をしている。
- ウ 消防団活動を行う際に、賃金等をカットしない等の配慮をしている。
- エ 消防団活動について、内部規定等を定めている。

- （3）災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供、協力している事業所等

- ア 事業所の所有している重機等の使用提供
- イ 事業所の所有している防災資機材の提供
- ウ 事業所敷地の災害時における使用提供
- エ その他、消防活動上必要な資機材の提供

- （4）その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

- ア 地域防災活動事業への支援金協力
- イ 消防団への寄付
- ウ その他消防団事業の推進協力

（審査）

第5条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- （1）申請又は推薦があった場合
- （2）市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

（表示証の交付）

第6条 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所は除く。）に表示証（様式第3号）を交付するものとする

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町にある場合は、協議の上、他の市町長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

3 表示証の交付日は、御前崎市消防団出初め式、入退団式、査閲大会の日とする。

（表示証の表示）

第7条 協力事業所は、表示証に交付した市名、交付された年月等を付して、表示することができる。

- 2 協力事業所として認めた事業所等が他の市町にある場合は、前項の表示の他に当該事業所が所在する市町の名称も併せて付することができる。
 - 3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。
 - (1) 協力事業所等の見えやすい場所
 - (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告
 - 4 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる様式第3号のほか、様式第3号の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。
(表示証交付整理簿の備え付け)
- 第8条 表示証の交付に際して、市長は、御前崎市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第4号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所名の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。
(表示有効期間)
- 第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第10条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合の表示有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。
- 2 認定の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。
 - 3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。
(認定の取消し)
- 第10条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、事業所等に対し、当該認定の取り消しの理由を文書で通知するものとする。
- 2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。
(協力事業所の公表)
- 第11条 市長は、協力事業所の名称、御前崎市消防団への協力内容、その他の事項について、市の広報紙等を積極的に活用し広く公表するものとする。
(協力事業所の表彰)
- 第12条 市長は、協力事業所を御前崎市表彰条例(平成17年御前崎市条例第16号)に基づき表彰することができる。
(その他)
- 第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
- この告示は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則(令和元年6月28日告示第89号)
- この告示は、令和元年7月1日から施行する。
-